回 覧

№９

磐周教育研究所

令和４年２月１５日（火）

研究所だより

2/14研究所理事会（報告）

修繕資金拠出についてR4社員総会へ上程

　修繕資金の拠出について、各校における第２回説明会での意見集約結果（下記参照）に基づき、財政管理委員会委員長から案２を減額した**修正案**での提案があり、令和４年度社員総会への上程が決まった。

　説明資料（抜粋）及び別添「修繕（建設）資金拠出について（意見集約結果）」

１　拠出案の選択結果について

|  |  |
| --- | --- |
| **案２** | |
| 校　　長 | 10,000円 |
| 教　　頭 | 8,000円 |
| 教諭ほか | 5,000円 |

|  |  |
| --- | --- |
| **修正案** | |
| **校　　長** | **10,000円** |
| **教　　頭** | **7,000円** |
| **教諭ほか** | **4,000円** |

２　出された意見要旨と回答について

**大多数の学校から「修正案」に賛同をいただき、「分かりやすいプレゼンにより修繕資金拠出への理解が深まった」等の御意見をいただきました。**

　　　 以下は、一部にいただいた意見（要旨）とそれに対する回答です。

1. 今後、オンライン会議が増えて利用率が下がれば、経費も減り、予算に余裕ができ、修繕資金に回せるのではないか？

⇒減る部分は光熱水費の一部で、高圧電気設備・エレベータの点検、機器のリース料などは全く変わらず、とても修繕資金は生み出せない。また、オンライン会議のためのアカウント契約料及び関連備品の整備が新規に必要となっている。

1. オンライン会議や公共会議室を活用すれば研究所は不要ではないか、または自前の建物ではなくレンタルオフィスにするなど再考が必要ではないか？

⇒これらは次期研究所の建設計画への意見であり、現ソフィアの修繕には直結しない。

1. 拠出の方法について、期末勤勉手当からの一括拠出ではなく、毎月拠出にできないか？

⇒毎月の引き落とし手続きは、職員の育休入りなど変動があった場合の報告やデータ作成の事務量が増え、事務職員さんの負担増になるため避けたい。

1. 当初の案５にあったような若い職員への配慮が必要ではないか？

⇒新採後５年間の猶予期間を設けるのは、上記(3)以上に事務職員さんの負担増となるだけでなく、５年間の追跡過程に誤りが起こる危険性があるので、拠出額の軽減を図った。

また、新規採用者と任期付教職員の負担軽減のため令和４年度から加入寄付金を廃止する。

1. 定年延長や再任用教職員、任期付教職員への配慮が必要ではないか？

⇒研究所は教研活動の拠点であり、全会員の負担で成り立っている。また、退職後は互助組合などの活動拠点として欠かせない存在であり、全社員同様の御協力をお願いしたい。

1. 教員が仕事で使用する施設の修繕は公費負担とすべきではないか？

⇒県総合教育センターは法律によって県に設置義務があるが、研究所はあくまで磐周に勤務する教職員が自主的に設立したものであり、公費に頼ることはできない。